

議 事

山形県地域公共交通計画の変更について

山形県地域公共交通活性化協議会要綱第 3 条及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のことについて協議するもの。

- ①山形県地域公共交通計画本文内の「7. 目標達成のための施策・事業」に記載されている市町村の各事業について、現在記載されている取組み内容の更新

【資料 2】 地域公共交通計画新旧対照表

- ・「施策・事業 3-1-4 (鉄道と鉄道駅からの二次交通の連携)」及び「施策・事業 3-2-1 (地域内交通ネットワークの確保・維持・改善)」に係る市町村の事業一覧の更新 (庄内町)

- ②令和 6 年度地域間幹線系統確保維持国庫補助金等について、計画本体の「別紙」として位置付けている地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る確保維持事業内容に、令和 6 年 4 月 1 日付けダイヤ改正内容等を反映

【資料 3-1】 令和 6 年度 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について**【資料 3-2】** 令和 6 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について

※書類内容について記載方法に誤り等があった場合は、東北運輸局からの指導のもと、事務的に修正対応します。